

令和 8 年 度

熊谷市総合評価方式ガイドライン

令和 8 年 6 月

（令和 8 年 7 月以降に公告する案件に適用）

熊谷市総務部契約課

目 次

1	総合評価方式の概要及び意義等	1
(1)	総合評価方式の概要及び意義	
(2)	ガイドラインの位置付け	
2	総合評価方式の体系	3
(1)	技術提案型	
(2)	簡易型	
3	総合評価方式の採点方法	4
4	評価項目・配点等	5
(1)	評価項目一覧表	
(2)	評価項目・配点に係る注意事項	
(3)	評価項目【必須評価項目】【選択評価項目】（簡易型、技術提案型共通）	
ア	企業の技術能力	9
イ	企業の社会的貢献度	11
ウ	配置予定技術者の技術能力	14
エ	定性的技術提案【技術提案型に適用】	15
オ	定量的技術提案【技術提案型Bタイプに適用】	16
カ	企業倫理や信頼性等（減点項目）	18
キ	企業の技術能力	20
ク	配置予定技術者の技術能力	23
ケ	企業の地域精通度	24
コ	企業の社会的貢献度	25
サ	担い手確保・育成に関する取組	28
シ	生産性の向上	30
ス	その他	31
5	提出を求める技術資料の内容の明示	33
6	技術評価	34
(1)	技術資料の記載事項確認	
(2)	評価値の算出	
7	落札候補者の決定方法等	36
(1)	落札候補者の決定	
(2)	評価値の最も高い者が2人以上ある場合	
(3)	配置予定技術者の配置不可通知	
(4)	落札者の決定	
8	履行確認	36
9	ペナルティの設定	36
(1)	技術資料の内容の不履行	
(2)	技術資料の虚偽記載	
10	中立かつ公正な評価の確保	37
11	総合評価方式に係る公表等	37
(1)	技術提案に関する機密の保持	
(2)	情報提供	

1 総合評価方式の概要及び意義等

(1) 総合評価方式の概要及び意義

公共工事の品質の確保と向上を目的とする公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下「品確法」という。）が、平成１７年４月１日に施行された（令和元年６月１４日改正）。

同法では、「公共工事の品質は、（中略）経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない。」（第３条第２項）と規定されており、公共工事の品質確保のための主要な取組みとして、総合評価方式の適用を掲げている。

これを受けて、本市においても、平成１９年度から、公共工事の品質確保のために総合評価方式による入札を実施しているところである。

公共工事の品質確保を図るためには、発注者は工事の内容等に応じ、競争参加者の技術的能力等の評価を適切に行うとともに、品質の向上に係る技術提案を求めるよう努め、落札者の決定においては、価格に加えて技術的能力等の優劣を総合的に評価することにより、最も評価の高い者を落札者とすることが原則となる。

総合評価方式の適用により、公共工事の施工に必要な技術的能力を有する者が施工することとなり、工事品質の確保や向上が図られ、工事目的物の性能の向上、長寿命化、維持修繕費の縮減、施工不良の未然防止等が図られる。その結果総合的なコストの縮減、交通渋滞対策、環境対策、事業効果の早期発現等が効率的かつ適切に図られることにより、現在かつ将来の市民に利益がもたらされることが期待される。

また、民間企業が技術力競争を行うことによりモチベーションの向上が図られ、技術と経営に優れた健全な建設業が育成されるほか、価格以外の多様な要素が考慮された競争が行われることで、談合が行われにくい環境が整備されることも期待される。

平成２６年６月には、品確法が改正され、受注者と発注者の責務が明確化されたほか、公共工事の品質確保に加え、若年の技術者、技能労働者等の育成及び確保、建設機械の保有、さらに災害時における工事の実施体制の確保が規定され、

これまでの品質確保に加え、地域維持の担い手である建設企業の育成・確保にも配慮することが必要となっている。

また、令和元年6月の品確法改正では、災害時の緊急対応の強化充実、働き方改革への対応や生産性向上への取組みなどが公共工事の受注者と発注者の基本的な責務とされた。

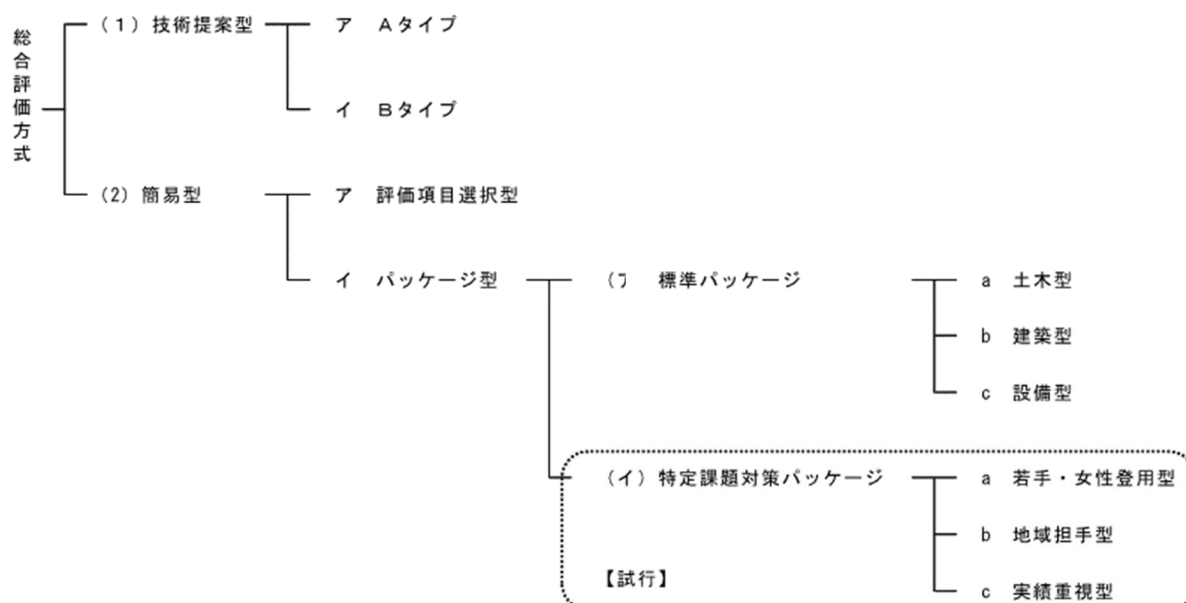
(2) ガイドラインの位置付け

熊谷市総合評価方式ガイドラインは、本市が施行する総合評価方式における落札者決定基準及びその他実施方法等の共通事項を定めたものである。

なお、落札者決定基準及びその他実施方法等のうち、各発注案件に係る個別事項については、入札説明書等に定めるものとする。

2 総合評価方式の体系

総合評価方式の体系は、以下のとおりとする。



(1) 技術提案型

工事目的物の性能及び機能向上等に対し、入札参加者に施工管理の工夫を求め
る工事に適用する型

ア Aタイプ

コンクリート等の品質向上

や安全の確保など、工夫の優劣を数値で比較できない（又は比較することが
困難である。）定性的な技術提案を求める工事に適用する。

イ Bタイプ

騒音の大きさや交通規制の日数など、工夫の優劣を数値で比較できる定量的
な技術提案を求める工事に適用する。

(2) 簡易型

技術的な工夫の余地が少ない工事において、施工管理の評価を要件とせず、工
事成績評定や類似工事の施工実績など、主に過去の実績を評価する型

ア 評価項目選択型

標準パッケージや特定課題パッケージが適用できない場合、必要な評価項目
を選択できる簡易型の型

イ パッケージ型

工事の性格や目的に応じて、評価項目をパッケージ化した簡易型の型

(ア) 標準パッケージ

工事規模に応じて、施工実績や地域精通度のほか、技術能力や社会貢献等

を考慮し、あらかじめ複数の標準的な評価項目をパッケージ化したもの。

- a 土木型
土木工事全般（舗装工事等を含む。）に適用する。
- b 建築型
建築工事に適用する。
- c 設備型
設備工事に適用する。

（イ）特定課題パッケージ【試行】

本市が取り組む政策的な課題に対応する評価項目を、あらかじめ重点的に配点してパッケージ化したもの。

- a 若手・女性登用型
若手や女性技術者育成の取組を重点的に評価することにより、中長期的な担い手の確保を目的として適用する。
- b 地域担手型
地域貢献の取組を重点的に評価することにより、地域の担い手となる建設業の健全な発展を目的として適用する。
- c 実績重視型
評価項目が少なく、技術力の配点の比重が高い型であり、小規模でも高い技術力を有する企業を評価することにより、企業の技術力向上を目的として適用する。

3 総合評価方式の採点方法

総合評価方式における採点方法は、以下のとおりとする。

ア 発注者採点方式

開札前に、すべての入札参加者に技術資料を求め、開札後に、その評価と開札結果を踏まえ落札者を決定する。技術提案型の場合に適用する。なお、簡易型にも適用することができる。

イ 自己採点併用発注者採点方式

開札前に、すべての入札参加者に簡易部分の自己採点申請書及び技術資料（提案部分）を求める。開札後に、自己採点結果、技術資料（提案部分）の評価結果及び開札結果を踏まえ落札候補者を決定し、落札候補者のみ技術資料（簡易部分）を求める。この技術資料を評価の上、落札を決定する。技術提案型に適用する。

ウ 自己採点方式

開札前に、入札参加者が総合評価の技術資料を自己採点し、開札後に、自己採点結果と開札結果による評価値で決定した落札候補者のみに技術資料を求める。この技術資料を評価の上、落札者を決定する。簡易型の場合に適用する。

4 評価項目・配点等

(1) 評価項目一覧表

評価項目及び配点等については、以下の一覧表を標準とする。

種別	評価項目		配点 * 1	技術提案型			簡易型								
				Aタイプ	Bタイプ	選択型 評価項目	パッケージ型								
	標準パッケージ						特定課題対策パッケージ								
	土木型	建築型					設備型	若手・女性登用型 点	地域担手型 点	実績重視型 点					
必須評価項目	ア 企業の技術能力	(ア) 工事成績評定	2	◎	◎	◎	—	◎	◎	2	◎	1	◎	2	◎
		(イ) 施工実績	1	*2	*2	*2	◎	*2	*2	—	—	—	—	—	—
	イ 企業の社会的貢献度	(ア) 災害防止活動等の協定	1	◎	◎	◎	◎	◎	◎	1	◎	2	◎	2	◎
		(イ) 災害防止活動等の実績	1	◎ *3	◎ *3	◎ *3	◎	—	—	1	◎	2	◎	2	◎
	ウ 配置予定技術者の技術能力	(ア) 工事成績評定	2	◎	◎	◎	◎	◎	◎	—	—	—	—	—	—
		(イ) 施工経験	1	*2	*2	*2	—	*2	*2	—	—	—	—	—	—
	エ 定性的技術提案	(ア) 工程管理の適切性	5	◎	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		(イ) 品質管理の適切性	5	◎	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		(ウ) 安全管理の適切性	5	*4	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		(エ) 発注者が指定した課題への対応の的確性	5	◎	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	オ 定量的技術提案	(ア) 技術提案	6	—	◎	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		(イ) 技術提案を実現するための方法	4	—	◎	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	カ 企業倫理や信頼性等	(ア) 入札契約に関する不当な強要行為等	-1 ～ -6	◎	◎	◎	◎	◎	◎	-1 ◎	◎	-1 ◎	◎	-1 ◎	◎
		(イ) 総合評価の不履行	-1	◎	◎	◎	◎	◎	◎	-1	◎	-1	◎	-1	◎
		(ウ) カ(ア)(イ)に該当しない入札参加停止措置	-1	◎	◎	◎	◎	◎	◎	-1	◎	-1	◎	-1	◎
選択評価項目	キ 企業の技術能力	(ア) 難工事完了実績	3	○	○	○	○	○	○	1	○	1	○	1	○
		(イ) 新技術情報提供システム（NETIS）の活用	1	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—
		(ウ) 優秀工事表彰	1.5	○	○	○	◎	◎	◎	—	—	—	—	—	—
		(エ) 登録基幹技能者の配置	0.5	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—
		(オ) 労働災害防止対策	1	○	○	○	—	—	—	1	◎	—	—	—	—
	ク 配置予定技術者の技術能力	(ア) 技術者の専門技術力（ヒアリング）	3	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—
		(イ) 当該工事の理解度・取組姿勢（ヒアリング）	3	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—
		(ウ) 技術者の対応能力（ヒアリング）	3	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—
		(エ) 保有する資格	1	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		(オ) 優秀技術者表彰	1	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		(カ) 継続教育（CPD）への取組	1	○	○	○	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		(キ) パートナースhip構築宣言の公表	0.5	○	○	○	○	○	○	0.5	◎	0.5	◎	0.5	◎
	コ 企業の社会的貢献度	(ア) 地理的条件	1	○	○	○	◎	◎	◎	1	◎	3	◎	2	◎
		(ア) 企業の社会的貢献の実績（施設管理への協力活動・研修）	1.5	○	○	○	◎	—	◎	—	—	2	◎	—	—
		(イ) 除雪契約実績	1	○	○	○	◎	—	—	—	—	—	—	—	—
(ウ) 障害者雇用		1	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
(エ) CO2削減対策		1	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
(オ) カーボンニュートラルの取組		0.5	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	
(カ) 重機保有状況		—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	◎	—	—	
(キ) パートナースhip構築宣言の公表		0.5	○	○	○	○	○	○	0.5	◎	0.5	◎	—	—	
(ク) SDGsへの取組		0.5	○	○	○	○	○	○	0.5	◎	0.5	◎	—	—	
サ 担い手確保・育成に関する取組	(ア) 就業体験及び現場見学会等の実績	1	○	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	(イ) 誰もが働きやすい企業	1	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	(ウ) 若手技術者・女性技術者の配置	—	—	—	—	—	—	—	4	◎	◎	◎	◎	◎	
	(エ) 建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用工事の実施	1	○	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
シ 生産性の向上	(ア) ICT活用工事の実施	2	—	—	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	
	(イ) 県内下請の選定	1	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
ス その他	(イ) 建設資材県産品の選定	1	○	○	○	◎	—	—	—	—	—	—	—	—	
	(ウ) 手持ち工事量	1	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	2	◎	
必須評価項目の合計点数の最大値（選択評価項目を除く）			—	26.0	16.0	6.0	16.0	13.5	16.0	11.0	15.0	10.0	10.0	10.0	

【標準パッケージ】

土木型 … 全ての土木工事(舗装工事等を含む)に適用
 建築型、設備型 … 簡易型で実施する建築・設備工事に適用

【特定課題パッケージ】

若手・女性登用型 … 中長期的な担い手の確保を目的とするパッケージ
 地域担手型 … 地域の担い手となる建設業の健全な発展を目的とするパッケージ
 実績重視型 … 評価項目を厳選し、施工実績等を重視したパッケージ

*1 … 特定課題パッケージを除く配点

*2 … (ア)(イ)どちらかを選択する

*3 … 建築工事等においては、原則選択しない

*4 … エ(ア)～エ(エ)から1項目以上選択する

◎ … 必ず設定する評価項目

○ … 選択できる評価項目

— … 選択できない評価項目

(2) 評価項目・配点等に係る注意事項

ア 評価項目

簡易型（評価項目選択型）と技術提案型（Aタイプ・Bタイプ）については、必須評価項目のほか、工事の内容、課題等により、選択評価項目の中から原則1つ以上の評価項目を選択する。

なお、選択評価項目以外にも、工事の特性に合わせ適宜評価項目（評価基準含む。）を設定できるほか、必須評価項目であっても、入札参加者間で評価に差違が生じない評価項目（一般競争入札等で入札参加条件が評価項目の内容と同一のときなど）や、工事の内容、課題等により適正な評価が困難な評価項目などについては適宜削除できるものとする。この場合は、学識経験者の意見聴取が必要である。

イ 配点

配点は、「4(1)評価項目一覧表」に記載されている配点を標準とする。

なお、50.0点を上限値とする。

ただし、簡易型（評価項目選択型）と技術提案型（Aタイプ・Bタイプ）では、工事の内容や地域特性等に応じて評価項目が持つ価値に十分に留意し、得られる価値が必要以上に高くないよう適宜配点を変更できるものとする。この場合は、学識経験者の意見聴取が必要である。

ウ その他

- ① JV（経常・特定）における取扱いについては「補則」を参照すること。
- ② 技術力がそのまま引き継がれると考えられる企業の単純な名称変更については、変更以前のものから継続的に取り扱うものとする。なお、合併した企業の評価は、合併以前のすべての企業の実績を引き継ぐものとして評価する。

【補 則】

○ J V（経常・特定）で入札に参加する場合の評価対象者は、下表のとおりとする。

評価項目		J Vで入札に参加する場合の 評価対象者
大項目	小項目	
ア 企業の技術能力	(ア) 工事成績評定	各構成員（合算）の平均点
	(イ) 施工実績	いずれかの構成員
イ 企業の社会的貢献度	(ア) 災害防止活動等の協定	いずれかの構成員
	(イ) 災害防止活動等の実績	いずれかの構成員
ウ 配置予定技術者の技術能力	(ア) 工事成績評定	代表構成員
	(イ) 施工経験	代表構成員
エ 定性的技術提案	(ア) 工程管理の適切性	—
	(イ) 品質管理の適切性	—
	(ウ) 安全管理の適切性	—
	(エ) 発注者が指定した課題への対応的確性	—
オ 定量的技術提案	(ア) 技術提案	—
	(イ) 技術提案を実現するための方法	—
カ 企業倫理や信頼性等	(ア) 入札契約に関する不当な強要行為等	減点項目に該当する構成員
	(イ) 総合評価の不履行	減点項目に該当する構成員
	(ウ) カ(ア)及びカ(イ)に該当しない入札参加停止措置	減点項目に該当する構成員
キ 企業の技術能力	(ア) 難工事完了実績	いずれかの構成員
	(イ) 新技術情報提供システム（NET I S）の活用	いずれかの構成員
	(ウ) 優秀工事表彰	いずれかの構成員
	(エ) 登録基幹技能者の配置	いずれかの構成員 又は一次下請負人
	(オ) 労働災害防止対策	いずれかの構成員 ^{*1}
ク 配置予定技術者の技術能力	(ア) 技術者の専門技術力（ヒアリング）	代表構成員
	(イ) 当該工事の理解度・取組姿勢（ヒアリング）	代表構成員
	(ウ) 技術者の対応能力（ヒアリング）	代表構成員
	(エ) 保有する資格	代表構成員
	(オ) 優秀技術者表彰	代表構成員
	(カ) 継続教育（CPD）への取組	代表構成員
ケ 企業の地域精通度	(ア) 地理的条件	いずれかの構成員 ^{*1}
コ 企業の社会的貢献度	(ア) 企業の社会的貢献の実績（施設管理への協力活動・研修）	いずれかの構成員 ^{*1}
	(イ) 除雪契約実績	いずれかの構成員
	(ウ) 障害者雇用	いずれかの構成員
	(エ) CO2削減対策	いずれかの構成員
	(オ) カーボンニュートラルの取組	いずれかの構成員
	(カ) 重機保有状況	全ての構成員
	(キ) パートナースhip構築宣言の公表	いずれかの構成員
	(ク) SDGsへの取組	いずれかの構成員
サ 担い手確保・育成に関する取組	(ア) 就業体験及び現場見学会等の実績	いずれかの構成員 ^{*1}
	(イ) 誰もが働きやすい企業	いずれかの構成員 ^{*1}
	(ウ) 若手技術者・女性技術者の配置	代表構成員
	(エ) 建設キャリアアップシステム（CCUS）活用工事の実施	いずれかの構成員
シ 生産性の向上	(ア) ICT活用工事の実施	—
ス その他	(ア) 県内下請の選定	—
	(イ) 建設資材県産品の選定	—
	(ウ) 手持ち工事量	構成員の中で、手持ち工事件数 比率が一番少ない企業

*1 特定課題対策パッケージにおいては、「全ての構成員」とする。

【補 則】

- 評価対象者の過年度実績のうち、ＪＶ（経常・特定）の構成員として施工した工事における実績の評価対象は、下表のとおりとする。

評価項目		過去にＪＶで施工した 工事における評価対象
大項目	小項目	
ア 企業の技術能力	(ア) 工事成績評定	代表構成員としての実績
	(イ) 施工実績	代表構成員としての実績
イ 企業の社会的貢献度	(ア) 災害防止活動等の協定	—
	(イ) 災害防止活動等の実績	—
ウ 配置予定技術者の技術能力	(ア) 工事成績評定	代表構成員の技術者としての実績
	(イ) 施工経験	代表構成員の技術者としての実績
エ 定性的技術提案	(ア) 工程管理の適切性	—
	(イ) 品質管理の適切性	—
	(ウ) 安全管理の適切性	—
	(エ) 発注者が指定した課題への対応的確性	—
オ 定量的技術提案	(ア) 技術提案	—
	(イ) 技術提案を実現するための方法	—
カ 企業倫理や信頼性等	(ア) 入札契約に関する不当な強要行為等	—
	(イ) 総合評価の不履行	—
	(ウ) カ(ア)、カ(イ)に該当しない入札参加停止措置	—
キ 企業の技術能力	(ア) 難工事完了実績	代表構成員としての実績
	(イ) 新技術情報提供システム（NETIS）の活用	—
	(ウ) 優秀工事表彰	代表構成員としての実績
	(エ) 登録基幹技能者の配置	—
	(オ) 労働災害防止対策	—
ク 配置予定技術者の技術能力	(ア) 技術者の専門技術力（ヒアリング）	—
	(イ) 当該工事の理解度・取組姿勢（ヒアリング）	—
	(ウ) 技術者の対応能力（ヒアリング）	—
	(エ) 保有する資格	—
	(オ) 優秀技術者表彰	いずれかの構成員の技術者としての実績
	(カ) 継続教育（CPD）への取組	—
ケ 企業の地域精通度	(ア) 地理的条件	—
コ 企業の社会的貢献度	(ア) 企業の社会的貢献の実績（施設管理への協力活動・研修）	—
	(イ) 除雪契約実績	代表構成員としての実績
	(ウ) 障害者雇用	—
	(エ) CO2削減対策	—
	(オ) カーボンニュートラルの取組	—
	(カ) 重機保有状況	—
	(キ) パートナースhip構築宣言の公表	—
	(ク) SDGsへの取組	—
サ 担い手確保・育成に関する取組	(ア) 就業体験及び現場見学会等の実績	—
	(イ) 誰もが働きやすい企業	—
	(ウ) 若手技術者・女性技術者の配置	—
	(エ) 建設キャリアアップシステム（CCUS）活用工事の実施	—
シ 生産性の向上	(ア) ICT活用工事の実施	—
ス その他	(ア) 県内下請の選定	—
	(イ) 建設資材県産品の選定	—
	(ウ) 手持ち工事量	いずれかの構成員としての実績

(3) 評価項目（簡易型、技術提案型共通）

【必須評価項目】

ア 企業の技術能力

ア（ア）工事成績評定《地域担手型以外に適用》

評価項目	評価基準	配点	得点
(ア) 工事成績 評定※ ¹	熊谷市発注工事の過去2年度間※ ² の 平均点が86.0点以上	2.0	/2.0
	熊谷市発注工事の過去2年度間※ ² の 平均点が85.6点以上86.0点未満	1.9	
	熊谷市発注工事の過去2年度間※ ² の 平均点が85.2点以上85.6点未満	1.8	
	熊谷市発注工事の過去2年度間※ ² の 平均点が84.8点以上85.2点未満	1.7	
	熊谷市発注工事の過去2年度間※ ² の 平均点が84.4点以上84.8点未満	1.6	
	熊谷市発注工事の過去2年度間※ ² の 平均点が84.0点以上84.4点未満	1.5	
	熊谷市発注工事の過去2年度間※ ² の 平均点が83.6点以上84.0点未満	1.4	
	熊谷市発注工事の過去2年度間※ ² の 平均点が83.2点以上83.6点未満	1.3	
	熊谷市発注工事の過去2年度間※ ² の 平均点が82.8点以上83.2点未満	1.2	
	熊谷市発注工事の過去2年度間※ ² の 平均点が82.4点以上82.8点未満	1.1	
	熊谷市発注工事の過去2年度間※ ² の 平均点が82.0点以上82.4点未満	1.0	
	上記に該当しない、又は実績がない。	0	

※1 原則として、当該工事の発注業種（29業種）と同業種の過去の熊谷市発注工事で請負代金額が500万円以上のものの成績評定を対象とする。

また、熊谷市上下水道部が発注した上水道管理設等工事について、「管工事業」で発注した工事は「土木工事業」で発注したものとみなし、対象に含むものとする。

※2 過去2年度間に「完成年月日」が属する工事を対象とする。

建築工事等においては、「過去2年度間」を「過去5年度間」と読み替える。
また、発注者は、工事等の内容に応じて、必要な期間を任意設定することもできる。

ア（ア）工事成績評定《地域担手型に適用》

評価項目	評価基準	配点	得点
(ア) 工事成績 評定 ^{※1}	熊谷市発注工事の過去2年度間 ^{※2} の平均点が84.0点以上	1.0	/1.0
	熊谷市発注工事の過去2年度間 ^{※2} の平均点が83.6点以上84.0点未満	0.9	
	熊谷市発注工事の過去2年度間 ^{※2} の平均点が83.2点以上83.6点未満	0.8	
	熊谷市発注工事の過去2年度間 ^{※2} の平均点が82.8点以上83.2点未満	0.7	
	熊谷市発注工事の過去2年度間 ^{※2} の平均点が82.4点以上82.8点未満	0.6	
	熊谷市発注工事の過去2年度間 ^{※2} の平均点が82.0点以上82.4点未満	0.5	
	上記に該当しない、又は実績がない。	0	

※1 原則として、当該工事の発注業種（29業種）と同業種の過去の熊谷市発注工事で請負代金額が500万円以上のものの成績評定を対象とする。

また、熊谷市上下水道部が発注した上水道管理設等工事について、「管工事業」で発注した工事は「土木工事業」で発注したものとみなし、対象に含むものとする。

※2 過去2年度間に「完成年月日」が属する工事を対象とする。

なお、発注者は工事の内容に応じて、必要な期間を任意設定することもできる。

ア（イ）施工実績

評価項目	評価基準	配点	得点
(イ) 施工実績	過去10年度間 ^{※1} に、熊谷市内において類似 ^{※2} の公共工事の施工実績がある。	1.0	/1.0
	上記に該当しない。	0	

※1 評価対象期間内に「契約工期の終期」が属する工事が対象。発注者は、工事等の内容や課題等に応じて、必要な期間を任意に設定することもできる。

※2 「類似の施工実績（工種、数量、施工条件、使用材料等）」が添付資料で確認できない場合は、評価しない。

※ 「類似」の要件は、発注者が工事ごとに設定し、入札説明書に記載する。
また、実績は、熊谷市発注の工事に限らない。

イ 企業の社会的貢献度

イ（ア）災害防止活動等の協定

評価項目	評価基準	配点※4	得点※4
(ア) 災害防止 活動等の協定 ※1、2	熊谷市と協定等を締結し、災害防止活動への協力体制又は災害時における協力体制を整えている。※3	1.0 [2.0]	/1.0 [2.0]
	埼玉県機関等と協定等を締結し、災害防止活動への協力体制を整えている。	0.5 [1.0]	
	上記に該当しない。	0	

※1 熊谷市又は埼玉県機関等との協定書、登録証（企業単体の場合）又は証明書（団体の場合）などにより、入札公告日時点において、協力体制を確認できるものを対象とする。

※2 熊谷市及び埼玉県機関等のいずれとも協定等を締結している場合は、熊谷市との締結についてのみ加点を行うものとする。

※3 対象となる企業が所属する同業者の団体を単位として締結した協定に基づく協力体制についても対象とする。

※4 [] 内の点数は、地域担手型、実績重視型に適用する。

イ（イ）災害防止活動等の実績《地域担手型・実績重視型以外に適用》

評価項目	評価基準	配点	得点
(イ) 災害防止 活動等の 実績 ※1、2	過去2年度間に熊谷市の求めにより、災害防止活動等を行った。	1.0	/1.0
	過去2年度間に熊谷市との協定に基づき、熊谷市内で災害防止活動等を行った。	1.0	
	過去2年度間に埼玉県機関等の求めにより熊谷市内において災害防止活動等を行った。	0.5	
	過去2年度間に国土交通省との協定又は求めにより、熊谷市内において災害防止活動等を行った。	0.5	
	上記に該当しない。	0	

※1 評価対象とする災害防止活動等については、別表のとおりとする。

※2 熊谷市及び埼玉県機関等のいずれに対しても協力活動を行った実績を有している場合は、熊谷市に対する実績についてのみ加点を行うものとする。

※3 対象となる企業が所属する同業者の団体を単位として行った協力活動についても対象とする。

※4 評価基準のうち、いずれか1つを評価する。

※5 活動日が2年度間に跨がる場合には、当該活動の初年度の活動を評価する。

イ（イ）災害防止活動等の実績《地域担手型・実績重視型に適用》

評 価 項 目	評 価 基 準※4	配点※4	得点※4
(イ) 災害防止 活動等の 実績 ※1、2	過去2年度間に下記の活動を2件以上行った。 ・熊谷市の求めによる災害防止活動等。 ・熊谷市との協定に基づく熊谷市内での 災害防止活動等。	2.0	/2.0
	過去2年度間に下記のいずれかの活動を1件 行った。 ・埼玉県機関等の求めによる熊谷市内での 災害防止活動等。 ・国土交通省との協定又は求めによる、熊谷 市内での災害防止活動等。	1.0	
	上記に該当しない。	0	

※1 評価対象とする災害防止活動等については、別表のとおりとする。

※2 熊谷市及び埼玉県機関等のいずれに対しても協力活動を行った実績を有している場合は、熊谷市に対する実績についてのみ加点を行うものとする。

※3 対象となる企業が所属する同業者の団体を単位として行った協力活動についても対象とする。

※4 活動日が2年度間に跨がる場合には、当該活動の初年度の活動を評価する。

【別表】 評価対象とする災害防止活動等

災害防止活動等の 要請機関	災害防止活動等 の 内 容	評価対象とす る期間
熊谷市又は埼玉県若し しくは埼玉県関係公社等	熊谷市内において行う、地震、風水害、降雪 又は降灰に伴う災害防止活動 ^{※1} 熊谷市又は埼玉県機関等の要請により熊谷 市内において緊急時に行う以下の活動 ^{※2} ① 落石又は土砂崩れへの対応 ② 倒木への対応 ③ 道路陥没における緊急対応 ④ 道路照明灯等の灯具落下又は支柱の傾 き若しくは転倒への対応 ⑤ 道路標識等の標識板の落下又は支柱の 傾き若しくは転倒への対応 ⑥ 交通事故の後処理対応 ⑦ 河川における油流出事故又は水質異常 事故への対応 ⑧ 河川管理施設の崩壊などの緊急対応	過去2年度間
熊谷市上下水道部又は 埼玉県企業局	熊谷市上下水道部又は埼玉県企業局の要請 により、熊谷市内において緊急時に行う以 下の活動 ^{※3} ① 漏水事故における緊急対応 ② 送・配水管路における弁類故障、弁室 破損等の緊急対応 ③ 洪水時における取水口又は浄水場への 緊急対応 ④ 浄水場又は河川における油流出事故又 は水質異常事故への緊急対応 ⑤ 市営水道又は県営水道（工業用水道） の土木・建築施設又は設備に係る事故へ の緊急対応	
国 土 交 通 省	国土交通省との協定又は求めにより、熊谷 市内において行った災害防止活動 ^{※4※5}	

※1 熊谷市等の求めにより行った活動であることが、災害活動の実績を証明できる書類により確認できるものに限り、対象とする。

※2 熊谷市等の要請により緊急時に行った活動であることが証明できる書類により確認できるものに限り、対象とする。

※3 熊谷市上下水道部等の要請により緊急時に行った活動であることが証明できる書類により確認できるものに限り、対象とする。

※4 国土交通省との協定書の写し、協会等の団体に所属している証明書（所属協会等が地方整備局と協定を結んでいる場合）の写し及び契約書等の写しのすべてにより確認できるものに限り、評価対象とする。

※5 求めによる活動の場合、国土交通省の証明書等により、評価する。

ウ 配置予定技術者の技術能力

ウ（ア）工事成績評価

評価項目	評価基準	配点	得点
(ア) 工事成績 評価※1、※2	熊谷市発注工事の過去2年度間※2の平均点が86.0点以上	2.0	/2.0
	熊谷市発注工事の過去2年度間※2の平均点が85.6点以上86.0点未満	1.9	
	熊谷市発注工事の過去2年度間※2の平均点が85.2点以上85.6点未満	1.8	
	熊谷市発注工事の過去2年度間※2の平均点が84.8点以上85.2点未満	1.7	
	熊谷市発注工事の過去2年度間※2の平均点が84.4点以上84.8点未満	1.6	
	熊谷市発注工事の過去2年度間※2の平均点が84.0点以上84.4点未満	1.5	
	熊谷市発注工事の過去2年度間※2の平均点が83.6点以上84.0点未満	1.4	
	熊谷市発注工事の過去2年度間※2の平均点が83.2点以上83.6点未満	1.3	
	熊谷市発注工事の過去2年度間※2の平均点が82.8点以上83.2点未満	1.2	
	熊谷市発注工事の過去2年度間※2の平均点が82.4点以上82.8点未満	1.1	
	熊谷市発注工事の過去2年度間※2の平均点が82.0点以上82.4点未満	1.0	
	上記に該当しない、又は実績がない。	0	

※1 配置予定技術者の技術能力に関する評価は、以下のいずれかの工事を対象とする。

- ① 元請負人の主任技術者又は監理技術者（特例監理技術者を含む。）として工事完成時に従事していた工事
- ② 現場代理人として全工期（準備期間、後片付け期間又は橋りょう等の工事製作等の期間を除く。）にわたり従事した工事

※2 過去に従事した、全ての業種（29業種）における熊谷市発注工事で請負代金額が500万円以上のものの成績評価を対象とする。

ただし、発注者は当該工事が成績評価を省略することができる工事である場合は、この評価項目を除く。

※3 過去2年度間に「完成年月日」が属する工事を対象とする。

建築工事等においては、「過去2年度間」を「過去5年度間」と読み替える。

ウ（イ）施工経験

評価項目	評価基準	配点	得点
(イ) 施工経験※ ¹	過去10年度間※ ² に、類似※ ³ の公共工事の施工経験がある。	1.0	/1.0
	上記に該当しない。	0	

※1 配置予定技術者の技術能力に関する評価は、以下のいずれかの工事を対象とする。

- ① 元請負人の主任技術者又は監理技術者（特例監理技術者を含む。）として工事完成時に従事していた工事
- ② 現場代理人として全工期（準備期間、後片付け機関又は橋りょう等の工事製作等の機関を除く。）にわたり従事した工事

※2 発注者は、工事の内容や課題等に応じて、必要な期間を任意に設定することもできる。

※3 「類似」の要件は、発注者が工事ごとに設定し、入札説明書に記載する。また、実績は、熊谷市発注の工事に限らない。

エ 定性的技術提案【技術提案型に適用】

エ（ア）～（エ）工程管理の適切性ほか

評価項目※ ¹	評価基準	配点	得点※ ³
(ア) 工程管理の適切性※ ²	工事工程や実施手順が合理的であり、工夫が見られる（提案を求める具体的な課題を設定する。）。	5.0	/5.0
(イ) 品質管理の適切性※ ²	良質な材料の調達、現場条件に応じた施工方法の選定など品質確保のための工夫が見られる（提案を求める具体的な課題を設定する。）。	5.0	/5.0
(ウ) 安全管理の適切性※ ²	安全管理を高めるための工夫が見られる（提案を求める具体的な課題を設定する。）。	5.0	/5.0
(エ) 発注者が指定した課題への対応の的確性※ ²	発注者が指定した工事目的物の性能、機能に関する事項、社会的要請に関する事項等への対応に工夫が見られる。	5.0	/5.0

※1 技術提案型Aタイプの場合は、工事の内容、課題等に応じ、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)から必ず1項目以上を設定する。

※2 具体的な課題を設定し、入札説明書に記載するものとする。

※3 採点については、次式のとおりに加点対象提案数に応じた得点とする。

$$\text{得点} = \text{配点} \times (\text{加点対象提案数計} / \text{求める提案数計})$$

（小数点以下2位を四捨五入し、1位止め）

オ 定量的技術提案【技術提案型Ｂタイプに適用】

オ（ア）技術提案

評価項目	評価基準	配点	得点※１
（ア）技術提案 工事の特性（工事内容、規模等）や地域特性等に応じ、内容と標準値を適宜設定する。 （工事目的物の性能、機能の向上に関する例） ・ 舗装構造の提案による走行騒音の低減量 ・ 建物構造の提案による構造強度の増加量 ・ ポンプ構造の提案による排水能力量の増加量 等 （社会的要請への対応に関する例） ・ 歩行者用通路として確保できる幅員等（施工に伴う安全対策） ・ 工事施工に伴う、交通止めなど交通規制日数の短縮日数等（交通への影響） ・ 工事施工による、水質汚濁防止のための排水の浮遊物の低減量や騒音の低減量 ・ 工事現場からの建設廃材の排出量の低減量等（環境への影響） ・ 供用開始を早めるための工期の短縮日数等（工期の短縮） ・ 間伐材、伐採除根材等のリサイクルの率の向上等（その他）	提案値による 定量評価	6.0	/6.0

※１ 技術提案の項目に対する採点は、最も優れた提案値に満点、標準値に０点を与え、それ以外の中間の提案値に対する得点は比例配分で求めるものとする。
ただし、提案値が標準値未満のときは、失格とする。

$$\text{得点} = 6.0 \text{ 点} \times \frac{(\text{提案値}) - (\text{標準値})}{(\text{最高提案値}) - (\text{標準値})}$$

オ（イ）技術提案を実現するための方法

評価項目	評価基準	配点	得点※3, 4
（イ）技術提案を実現するための方法 ・ 与条件との整合性 ・ 技術的裏付け等	現地の条件※1に合った適切な方法が示され、優位な工夫が見られ、実現が確実である。	4.0	/4.0
	現地の条件※1に合った適切な方法が示され、実現が見込まれる。	2.0	
	適切な方法は示されていないが、実現が見込まれる。	1.0	
	上記に該当しない。※2	0	

※1 現地の条件とは、地形、地質、環境、地域特性、近隣への配慮等とする。

※2 技術提案を実現するための方法を評価した結果、技術提案の内容の実現可能性がないことが明らかなき場合は、オ（ア）の技術提案の得点を0点とする。

※3 「オ（イ）技術提案を実現するための方法」の配点は、「オ（ア）技術提案が満点（6点）のときの点数であるため、オ（ア）の技術提案の得点（四捨五入前の得点）により、オ（イ）の実現するための方法の得点補正（別表）を行う。

（別表）により補正した各社の得点は、小数点以下第2位まで有効とし、最終的に技術評価点を算出する際に、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位止めとする。

※4 採点に当たり、複数の者の提案に優劣が見られる場合は、中間点を与えることができるものとする。

【別表】

技術提案の得点率範囲	実現方法の補正係数
25%未満	0.25
25%以上50%未満	0.50
50%以上75%未満	0.75
75%以上	1.00

* オ（ア）（技術提案）の得点率は、四捨五入前の得点で判断する。

カ 企業倫理や信頼性等（減点項目）

カ（ア）～（ウ）入札契約に関する不当な強要行為ほか

評価項目	評価基準	配点
(ア) 入札契約に関する不当な強要行為 *1、*2、*3、*4、*5	過去1年度間及び今年度（公告日までの期間）に「熊谷市建設工事等の契約に関する入札参加停止等措置要綱」に基づく入札参加停止措置を受けた。*4	-1.0 ～ -6.0
	上記に該当しない。	0
(イ) 総合評価の不履行*1、*2、*6、*7	過去1年度間及び今年度（公告日までの期間）の総合評価方式による熊谷市発注工事の技術資料の履行確認結果において、「添付資料等で確認した結果、履行されていないことを確認」との通知を受けた。（下記の場合を除く。）	-1.0
	過去1年度間及び今年度（公告日までの期間）の総合評価方式による熊谷市発注工事の技術資料の履行確認結果において、配置技術者の死亡など、真にやむを得ない理由*7により配置技術者を交代し、交代前の配置技術者と同等以上の技術能力を確保できなかったため「添付資料等で確認した結果、履行されていないことを確認」との通知を受けた	-0.5
	上記のいずれにも該当しない。	0
(ウ) カ（ア）及びカ（イ）に該当しない入札参加停止措置 *1、*2、*3、*8	カ（ア）及びカ（イ）に該当せず、過去1年度間及び今年度（公告日までの期間）に「熊谷市建設工事等の契約に関する入札参加停止等措置要綱」に基づく入札参加停止措置を受けた。	-1.0
	上記に該当しない。	0

*1 評価項目とした事項に該当しているにもかかわらず、様式に該当がない旨記載されている場合や様式の添付がない場合には、「虚偽記載」と判断し、失格とする。

*2 複数の評価項目に該当する場合は、重複評価し減点を合算する。

*3 入札参加停止措置、入札参加除外措置は、措置を受けた日（期間の始まりの日）で判断する。

*4 入札契約に関する不当な強要行為等とは、次の（A）～（F）の行為のことをいう。

- （A）入札契約に関する不当な強要行為
- （B）過積載による法令違反
- （C）ディーゼル不適合車の使用による法令違反
- （D）不正軽油の使用による法令違反
- （E）死亡事故
- （F）熊谷市建設工事等暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外

＊５評価項目力（ア）「入札契約に関する不当な強要行為等」については＊４の（Ａ）～（Ｆ）の行為により、入札参加停止措置を受けた数に配点（－１．０点）を乗じた点数の合計を減点する（最大：－６．０点）。

（（Ａ）～（Ｆ）の行為のうち、同一の行為により複数回の入札参加停止措置を受けた場合の措置については、重複評価せず減点を合算しない。）

＊６評価項目力（イ）「総合評価の不履行」については、受注者が提出した技術資料において、当該工事で履行するとした事項のうち、複数の不履行が生じた場合は、重複評価し減点を合算する。ただし、同一事項の不履行が複数回生じた場合の措置については、重複評価せず減点を合算しない。

なお、技術者の配置に関する事項の不履行については、不履行が複数回生じた場合でも、重複評価せず、減点の大きいもののみを採用し、減点する。

＊７真にやむを得ない理由とは、下記「配置技術者の途中交代について」を参照
「配置技術者の途中交代について」

配置技術者の途中交代は、原則認めない。ただし、交代が認められる場合としては、配置技術者の死亡、疾病、出産、育児、介護または退職等の真にやむを得ない理由のほか、次に掲げる場合等が考えられる。

①受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期が大幅に延長された場合

②その他 発注者が認めた場合

なお、いずれの場合であっても、交代後に交代前の配置技術者と同等以上の技術能力（技術資料で評価した者と同等以上）を有する者が配置されていなければならない。

受注者は、配置技術者を変更しようとする場合は、やむを得ない理由等を証明する資料を発注者に提出し、承諾を得るものとする。技術者の変更届を提出する際は、変更理由が証明できる書類を添付するものとする。書式は問わないものとする。

また、必要に応じて、交代後の配置技術者が、交代前の配置技術者と同等以上の技術能力（技術資料で評価した者と同等以上）を有することを証明する資料を発注者に提出し、承諾を得るものとする。入札参加の際は、上記内容を十分考慮したうえで配置予定技術者を選任するものとする。

＊８評価項目力（ウ）の「力（ア）、力（イ）に該当しない入札参加停止措置」については、当該評価項目に該当する事項が複数回生じた場合の措置は、重複評価せず減点を合算しない。

【選択評価項目】

キ 企業の技術能力

キ（ア）難工事完了実績

評価項目	評価基準	配点	得点
(ア) 難工事完了実績※ ¹	熊谷市が指定した難工事の完了実績が、過去3年度間に3件以上ある。	3.0	/3.0
	熊谷市が指定した難工事の完了実績が、過去3年度間に2件ある。	2.0	
	熊谷市が指定した難工事の完了実績が、過去3年度間に1件ある。	1.0	
	上記に該当しない。	0	

※1 発注者が評価対象となる難工事の業種を指定する。

キ（イ）新技術情報提供システム（NETIS）の活用

評価項目	評価基準※ ⁴	配点	得点
(イ) 新技術情報提供システム（NETIS）の活用	自社※ ¹ の製品や技術を国土交通省の新技術情報提供システム（NETIS）※ ² に登録している。	1.0	/1.0
	NETISに登録のある製品・技術を活用する。	1.0	
	上記に該当しない。	0	

※1 入札参加者が、当該製品・技術を登録するに当たっての「開発会社」に相当し、当該製品・技術を使用する権原を有しているものとする。

※2 入札公告日時点において、NETISに登録しているものとする。ただし、「NETIS掲載期間終了技術リスト」への掲載に移行されたものは評価対象としない。

※3 〔有用な新技術の活用〕

本発注工事において「新技術提供システム（NETIS）」に掲載された有用な新技術を活用する場合、加点点評価する。

有用な新技術とは、「公共工事等における新技術活用システム」において、推奨技術、準推奨技術、評価促進技術、活用促進技術、活用促進技術（旧）、設計比較対象技術、少実績優良技術に指定された技術（NETIS登録画面の「技術の位置付け」の各項目のいずれかに星マーク（★）のあるもの）で「NETIS新技術情報提供システム」に掲載されているもの。

有用な新技術の活用においては、特記仕様書で実施を求められた技術については、評価しない。

公告日より前にNETISから削除された技術については、評価しない。

※4 評価基準のうち、いずれか1つを評価する。

キ（ウ）優秀工事表彰

評価項目	評価基準	配点※ 2	得点※ 2
(ウ) 優秀 工事表彰	過去3年度間及び当ガイドライン適用期間※ ¹ に当該工事と同じ部門※ ² で熊谷市優秀建設工 事表彰又は埼玉県優秀建設工事施工者表彰（優 秀賞・特別奨励賞）を受けたことがある。	1.5	/1.5
	過去3年度間及び当ガイドライン適用期間※ ¹ に当該工事と同じ部門※ ² で次のいずれかの表 彰を受けたことがある。 ・埼玉県県土づくり優秀建設工事施工者表彰 ・埼玉県農林部優秀建設工事施工者表彰 ・埼玉県企業局優秀施工業者等表彰	1.0	
	上記に該当しない。	0	

※1 当ガイドライン適用期間における表彰は、表彰日の翌月以降に公告する案件から
評価対象とする。

※2 発注者が評価対象となる部門を指定する。

キ（エ）登録基幹技能者の配置

評価項目	評価基準	配点	得点
(エ) 登録基 幹技能者 の配置※ ¹ 、 ※ ² 、※ ³	本発注工事に係る元請負人又は一次下請負人 が配置する現場従事者（元請負人の主任技術 者又は監理技術者（特例監理技術者を含む。） を除く。）として、所定の建設技能を有する登 録基幹技能者を配置する。	0.5	/0.5
	上記に該当しない。	0	

※1 評価対象とする登録基幹技能者は、補則「登録基幹技能者種別一覧表」のとおり
とする。

※2 工事仕様書の本工事費内訳書又は工事数量総括表に記載された工種のいずれか
に「登録基幹技能者」を配置する場合に評価する。

※3 本工事費内訳書又は工事数量総括表にない工種を技術資料に記載した場合は、評
価しない。

【補 則】

○評価の対象

下表に関わらず、公告日時点において、建設業法施行規則第18条の6の規定により登録された「登録証」に記載されている「登録基幹技能者講習の種目」にある登録基幹技能者を評価対象とする。

○登録基幹技能者について

登録基幹技能者とは、建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成20年国土交通省令第3号）により、工事現場において基幹的な役割を担う技能者で国土交通大臣が登録した機関が実施する登録基幹技能者講習の修了者

○登録基幹技能者種別一覧表（参考）

（令和7年6月30日現在）

No.	登録基幹技能者の種類	No.	登録基幹技能者の種類
1	登録電気工事基幹技能者	26	登録冷凍空調基幹技能者
2	登録橋梁基幹技能者	27	登録運動施設基幹技能者
3	登録造園基幹技能者	28	登録基礎工基幹技能者
4	登録コンクリート圧送基幹技能者	29	登録タイル張り基幹技能者
5	登録防水基幹技能者	30	登録標識・路面標示基幹技能者
6	登録トンネル基幹技能者	31	登録消火設備基幹技能者
7	登録建設塗装基幹技能者	32	登録建築大工基幹技能者
8	登録左官基幹技能者	33	登録硝子工事基幹技能者
9	登録機械土工基幹技能者	34	登録ALC基幹技能者
10	登録海上起重基幹技能者	35	登録土工基幹技能者
11	登録PC基幹技能者	36	登録ウレタン断熱基幹技能者
12	登録鉄筋基幹技能者	37	登録発破・破砕基幹技能者
13	登録圧接基幹技能者	38	登録建築測量基幹技能者
14	登録型枠基幹技能者	39	登録解体基幹技能者
15	登録配管基幹技能者	40	登録圧入工基幹技能者
16	登録薦・土工基幹技能者	41	登録送電線工事基幹技能者
17	登録切断穿孔基幹技能者	42	登録さく井基幹技能者
18	登録内装仕上工事基幹技能者	43	登録あと施工アンカー基幹技能者
19	登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者	44	登録計装基幹技能者
20	登録エクステリア基幹技能者	45	登録土質改良基幹技能者
21	登録建築板金基幹技能者	46	登録都市トンネル基幹技能者
22	登録外壁仕上基幹技能者	47	登録潜函基幹技能者
23	登録ダクト基幹技能者	48	登録道路等法面保護基幹技能者
24	登録保温保冷基幹技能者	49	登録斜面防災基幹技能者
25	登録グラウト基幹技能者	50	登録石材施工基幹技能者

キ（オ）労働災害防止対策

評価項目	評価基準※ ²	配点	得点
（オ）労働災害防止対策	建設業労働災害防止協会へ加入※ ¹ している。	1.0	/1.0
	建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS）を導入※ ¹ している。	1.0	
	上記に該当しない。	0	

※1 入札公告日時点において、入札参加者が加入又は導入しているものとする。

※2 評価基準のうち、いずれか1つを評価する。

ク 配置予定技術者の技術能力

ク（ア）～（ウ）技術者の専門技術力（ヒアリング）ほか

評価項目※ ¹	評価基準	配点	得点※ ³
（ア）技術者の専門技術力※ ² （ヒアリング）	過去に経験した同種工事について中心的・主体的に参画し、創意工夫等の積極的な取組が具体的に説明できる。	3.0	/3.0
（イ）当該工事の理解度・取組姿勢 （ヒアリング）	当該工事について適切に理解した上で、質問や提案等積極的な取組姿勢が見られる。	3.0	/3.0
（ウ）技術者の対応能力 （ヒアリング）	当該工事について近隣住民などの第三者に対して工事説明や苦情処理などの対応が適切にできる。	3.0	/3.0

※1 （ア）、（イ）、（ウ）については、配置予定技術者に対するヒアリングにより判断する。

※2 以下の①又は②の条件を満たす場合、この評価項目を設定する。

①「配置予定技術者の過去に経験した工事を入札公告上の参加資格要件とした。」

②「総合評価方式の評価項目で配置予定技術者の施工経験を設定した。」

※3 採点に当たり技術者の評価に優劣が見られる場合、中間の得点を与えることができる。

ク（エ）保有する資格

評価項目	評価基準	配点	得点
（エ）保有する資格※ ¹	1級●●施工管理技士※ ² 、1級建築士※ ² 、技術士（●●部門）※ ² 又は専門資格●●※ ³ のいずれかを保有している。	1.0	/1.0
	上記に該当しない。	0	

※1 入札公告日時点において、資格が有効であるものとする。

※2 建設業法により、当該工事の発注業種（29業種）の監理技術者となり得ると定められている資格及び部門に限る。

※3 専門資格は該当資格を記載する。なお、専門資格のみとすることもできる。

ク（オ）優秀技術者表彰

評価項目	評価基準	配点	得点
(オ) 優秀技術者表彰※1、※2.	過去5年度間及び当ガイドライン適用期間に次のいずれかの表彰を受けたことがある。 ・熊谷市の優秀建設工事表彰の現場代理人表彰 ・埼玉県県土づくり優秀現場代理人等表彰 ・埼玉県農林部優秀現場代理人等表彰 ・埼玉県企業局優秀施工業者等表彰	1.0	/1.0
	上記に該当しない。	0	

※1 当該工事の発注部局以外の部局が行った表彰についても評価対象となる。

※2 過去に在籍していた会社での実績も評価対象となる。

※3 当ガイドライン適用期間における表彰は、表彰日の翌月以降に公告する案件から評価対象とする。

ク（カ）継続教育（CPD）への取組

評価項目	評価基準	配点	得点
(カ) 継続教育（CPD）への取組 ※1、※2	過去1年度間の取得単位が、各団体等の推奨単位以上を取得している。	1.0	/1.0
	過去1年度間の取得単位が、各団体等の推奨単位の1/2以上でかつ推奨単位未満を取得している。	0.5	
	上記に該当しない。	0	

※1 過去に在籍していた会社での継続教育も評価対象とする。

※2 推奨単位を定めている団体等の継続教育（CPD）を評価対象とする。

ケ 企業の地域精進度

ケ（ア）地理的条件

評価項目	評価基準	配点※2	得点
(ア) 地理的条件	熊谷市内に、本店又は主たる営業所※1が存在している。	1	1.0
	熊谷市内に、代理人を置く営業所※1が存在している。	0.5	
	上記に該当しない。	0	

※1 熊谷市建設工事等競争入札参加資格者名簿に登録されている営業所に限る。

コ 企業の社会的貢献度

コ（ア）企業の社会的貢献の実績（施設管理への協力活動・研修）

評価項目	評価基準※ ⁵	配点※ ⁵	得点※ ⁵
（ア）企業の社会的貢献の実績 （施設管理への協力活動・研修）	過去2年度間に施設管理への協力活動※ ¹ の実績が2分類以上※ ³ ある。	1.5 [2.0]	/1.5 [/2.0]
	過去2年度間に施設管理への協力活動※ ¹ の実績が1分類ある。	1.0 [1.5]	
	過去1年度間に「県が推進する施策に係る研修」※ ³ への参加実績がある。	0.5 [1.0]	
	上記に該当しない。	0 [0]	

※1 施設管理への協力活動とは、県又は市の機関等の施設（※2参照）の管理に関して、次の①～⑤すべてを満たすものをいう。なお、熊谷市内に所在する施設に限る。

- ①施設管理者の了解（協定書、認定書等）を得た活動である。
- ②企業（入札参加者）単独又は企業（入札参加者）を含む団体の活動である。
- ③自発的、自主的に行った活動である。
- ④施設管理者が主催する活動への参加ではない。
- ⑤イベント等への参加ではない。

評価は、県又は市の機関等の施設管理者が企業（入札参加者）に対して交付した「施設管理への協力活動実績証明書」又は「活動報告書」等の提出（複写可）により評価する。

※2 県又は市の機関等（熊谷市内に所在する施設に限る。）の施設は、道路、河川、水路、水道、下水道、公園、学校、山林、その他の管理施設に分類される。これらの分類のうち、異なる2つ以上の分類において実績がある場合、「2分類以上」として評価する。

※3 該当する研修については、埼玉県ホームページで公表する。

※4 [] 内の点数は、地域担手型に適用する。

※5 評価基準のうち、いずれか1つを評価する。

コ（イ）除雪契約実績

評価項目	評価基準	配点	得点
（イ）除雪契約実績※ ¹	過去2年度間に熊谷市との除雪契約実績がある。	1.0	/1.0
	上記に該当しない。	0	

※1 除雪契約実績は、単価契約又はその再委託契約（発注者の承諾を得た者に限る。）を評価対象とする。なお、国や埼玉県の実績は評価対象としない。

コ（ウ）障害者雇用

評価項目	評価基準※ ²	配点	得点
(ウ) 障害者雇用 ※ ¹	「障害者の雇用促進等に関する法律」の法定雇用率に1ポイントを加えた率で障害者を雇用している。	1.0	/1.0
	法定雇用義務はないが障害者を雇用している。	1.0	
	上記に該当しない。	0	

※¹ 障害者（常用労働者）を雇用しているものとし、今年度の6月1日現在の雇用率（公共職業安定所長への障害者雇用状況報告書）に基づき評価する。ただし、公告日が4月1日から6月30日の場合は、前年度の6月1日現在の雇用率に基づき評価する。

※² 評価基準のうち、いずれか1つを評価する。

コ（エ）CO₂削減対策

評価項目	評価基準	配点	得点
(エ) CO ₂ 削減対策※ ¹	次のいずれかの認証等を受けている。 ・「エコアクション21認証・登録制度」 ・「埼玉県エコアップ認証制度」	1.0	/1.0
	上記に該当しない。	0	

※¹ 入札公告日時点において、入札参加者が当該認証等を受けているものとする。

【補 則】

○エコアクション21認証・登録制度について

環境省が定めた環境経営システムや環境報告に関するガイドラインにもとづく制度。詳細は、一般財団法人持続性推進機構エコアクション21中央事務局ホームページを参照のこと。

○埼玉県エコアップ認証制度について

県が事業者のCO₂削減取組を認証する制度。
詳細は、県環境部温暖化対策課「埼玉県エコアップ認証制度」ホームページを参照のこと。

コ（オ）カーボンニュートラルの取組

評価項目	評価基準	配点	得点
(オ)カーボンニュートラルの取組	次のいずれかに該当する。 ①国土交通省が認定した低炭素型建設機械又はGX建設機械 ^{*1} を当該工事に使用する。 ②当該工事で使用する建設機械等にバイオ燃料 ^{*2} を使用する。	0.5	/0.5
	上記に該当しない。	0	

* 1 評価対象となる建設機械は、国土交通省のホームページにて公表されている低炭素型建設機械及びGX建設機械とする。

・国土交通省のホームページ（地球温暖化対策）

https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000005.html

自社保有に限らず、リース及び下請け保有の建設機械の使用も可とする。

使用機械の機種、使用工種、使用期間等は指定しない。

施工計画書の指定機械に機械名、使用工種等を明示し、当該工事の何れかの工種において使用し監督員の履行確認を受けるものとする。

* 2 バイオ燃料は軽油代替燃料であるB5軽油又はGTL軽油とし、使用可能な建設機械等において、使用する総燃料の半量以上を活用する場合に評価する。

使用機械の機種、使用工種、使用期間等は指定しない。

施工計画書の「主要機械」において、使用する燃料の種類及び当該燃料を使用する機械（重機等）を明記することとする。また、工事完了後に監督員の履行確認を受けるものとする。

コ（カ）重機保有状況

評価項目	評価基準	配点	得点
(カ)重機保有状況 ^{*1}	一定規格以上の建設機械 ^{*2} を複数台保有（リース可）している。	2.0	/2.0
	一定規格以上の建設機械 ^{*2} を1台保有（リース可）している。	1.0	
	上記に該当しない。	0	

※ 1 建設機械の保有（リース可）状況は、経営事項審査結果（入札公告日時点において、有効期間内にあるもの）により評価する。

※ 2 「一定規格以上の建設機械」とは、経営事項審査における「建設機械等の保有状況」の対象となる建設機械等とする。

【補則】 経営事項審査結果は、一般財団法人建設業情報管理センターのホームページの公開情報を参照のこと。（<http://www7.ciic.or.jp/>）

コ（キ）パートナーシップ構築宣言の公表

評価項目	評価基準	配点	得点
(キ)パートナーシップ構築宣言の公表 ※1	パートナーシップ構築を宣言し、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトで公表している。	0.5	/0.5
	上記に該当しない。	0	

※1 入札公告日時点において、入札参加者が当該宣言を作成し、かつ評価日※2時点において、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトで公表している場合に評価する。

※2 評価日とは、発注者が技術資料を受領し、評価を行う日とする。

【補 則】 ○「パートナーシップ構築宣言」について 「パートナーシップ構築宣言」は、サプライチェーンの取引先や価値創造を図る事業者 の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築することを、「発注者」側の立場から企業の代表者の名前で宣言するものです。 詳細は、パートナーシップ構築宣言ポータルサイト参照のこと。(https://www.bizpartnership.jp/index.html)

コ（ク）SDGs への取組

評価項目	評価基準	配点	得点
(ク)埼玉県 SDGs パートナーへの登録※1	埼玉県 SDGs パートナーに登録している。	0.5	/0.5
	上記に該当しない。	0	

※1 入札公告日時点において、入札参加者が埼玉県 SDGs パートナーに登録されている場合に 評価する。

【補 則】 ○「埼玉県 SDGs パートナー」について 「埼玉県 SDGs パートナー」は、SDGs に自ら取り組むとともに、その実施内容を公表 する県内企業・団体等を県が登録する制度です。 詳細は、県計画調整課「埼玉県 SDGs パートナー」ホームページを参照のこと。(https://www.pref.saitama.lg.jp/a0102/sdgs/sdgspartner.html)

サ 担い手確保・育成に関する取組

サ（ア）就業体験及び現場見学会等の実績

評価項目	評価基準	配点	得点
(ア)就業体験及び現場見学会等の実績 ※1	過去2年度間に、連続した3日以上インターンシップ等の受入れ実績がある。	1.0	/1.0
	過去2年度間に、短期（3日未満）のインターンシップ等の受入れ実績又は現場見学会等の開催実績がある。	0.5	
	上記に該当しない。	0	

※ 1 過去2年度間における、大学生又は高校生等を対象としたインターンシップを受け入れた実績をいう（学校が証明する「インターンシップ等受入実績証明書」により実績を確認できるもの）。ただし、市内企業（本店又は主たる営業所の所在地が熊谷市内であるもの。以下同じ。）に限る。

「現場見学会等の開催実績」の評価対象について

単独又はJV（経常・特定）の構成員として施工した県内の工事において、上記①または小学校、中学校の教育機関を対象として、過去2年度間に、建設業への興味・関心を高めるための現場見学会及び出前講座等を実施した場合に評価対象とする。小学校、中学校を対象とした現場説明会及び出前講座等は10名以上が参加した場合に評価する。

サ（イ）誰もが働きやすい企業

評価項目	評価基準	配点	得点
(イ) 誰もが働きやすい企業	埼玉県「多様な働き方実践企業」の認定 ^{*1、2} を受けている。且つ、埼玉県「アライチャレンジ企業登録制度」 ^{*1、3} に登録している。	1.0	/1.0
	埼玉県「多様な働き方実践企業」の認定 ^{*1、2} を受けている。	0.5	
	埼玉県「アライチャレンジ企業登録制度」 ^{*1、3} に登録している。	0.5	
	上記に該当しない。	0	

* 1 入札公告日時点において、入札参加者が認定又は登録を受けている場合に評価する。

* 2 「多様な働き方実践企業」の認定は、令和6年度までの「プラチナ」「ゴールド」「シルバー」及び令和7年度からの「プライム企業」「多様な働き方実践企業」の全てを含む。

* 3 「アライチャレンジ企業登録制度」は、埼玉県が行う、性的マイノリティ（LGBT等）の方の働きやすい環境づくりの指標を示し、県内企業の取組状況を見える化する取組である。

サ（ウ）若手技術者・女性技術者の配置

評価項目	評価基準	配点	得点
(ウ) 若手技術者・女性技術者の配置 *1、*2、*3	主任技術者又は監理技術者の資格要件* ⁴ を満たす若手技術者・女性技術者を、当該工事における主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐、現場代理人のいずれかに配置する。	4.0	/4.0
	若手技術者・女性技術者を、当該工事における現場代理人として配置する。	2.0	
	若手技術者・女性技術者を、当該工事における担当技術者* ⁵ として配置する。	1.0	
	上記に該当しない。	0	

* 1 若手技術者の年齢は、入札公告日の直前の4月1日現在時点で35歳未満とする。

* 2 配置する若手技術者・女性技術者は、入札公告日時点において3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用をされている者とする。

* 3 配置する若手技術者・女性技術者の途中交代については、建設業法の運用に準じる。

* 4 主任技術者又は監理技術者の資格要件とは、建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号に規定する資格をいう。実務経験をもって有資格者とする場合、実務経験の証明（様式サ（ウ）-1）の提出と添付資料（埼玉県建設工事標準請負契約約款第10条関係・様式5号経歴書）をもって確認する。

なお、入札公告日時点において、資格等が有効であるものとする。

* 5 担当技術者とは、主任技術者又は監理技術者の指導に従い建設工事に従事する者や補佐する者をいう。建設業法上の配置の義務はないが、コリンズへの登録をもって確認する。

サ（エ）建設キャリアアップシステム（CCUS）活用工事の実施

評価項目	評価基準	配点	得点
(エ) 建設キャリアアップシステム（CCUS）活用工事の実施 ※1	当該工事において、建設キャリアアップシステム（CCUS）を活用する。	1.0	/1.0
	上記に該当しない。	0	

* 1 「受注者宣言型」に適用し、当該工事において、建設キャリアアップシステム（CCUS）を活用する場合に評価する。

* 2 評価の対象とする実施内容は、発注部局の「建設キャリアアップシステム（CCUS）活用モデル工事」試行要領に定められた①技能者登録（技能者登録率又は技能者登録数）と②就業履歴情報登録（期間）の両方の達成とする。

シ 生産性の向上

シ（ア）ＩＣＴ活用工事の実施

評価項目	評価基準	配点	得点
(ア) ＩＣＴ活用工事の実施 ※2	埼玉県が発注した工事において、当該工事と同工種のＩＣＴ活用工事の完了実績が、過去３年度間に１件以上ある。且つ、当該工事においてＩＣＴ活用工事を実施する。	2.0 [1.0]	/2.0 [3.0]
	当該工事においてＩＣＴ活用工事を実施する。	1.0 [0]	
	上記に該当しない。	0 [0]	

* 1 埼玉県県土整備部が定める「埼玉県県土整備部ＩＣＴ施工の全面的な活用の推進に関する実施方針」（以下、「実施方針」）におけるＩＣＴ活用工事に適用する。

* 2 評価対象とするＩＣＴ活用工事は、実施方針の別紙２において「必須」とされた全ての施工プロセスでＩＣＴ施工技術を活用した工事とする。

* 3 ＩＣＴ活用工事（発注者指定型）では、ＩＣＴ活用工事の完了実績のみを評価し、当該工事におけるＩＣＴ活用工事の実施は評価しない。

* 4 [] 内の点数は、ＩＣＴ活用工事（発注者指定型）に適用する。

ス その他

ス（ア）市内下請の選定

評価項目	評価基準	配点	得点
(ア) 市内下請の選定 ※1、※2	以下のいずれかを満たすこと ・ 下請負人を市内企業から１社以上選定する。 ・ 本店又は主たる営業所の所在地が熊谷市内であり、すべて自社で施工する。	1.0	/1.0
	上記に該当しない。	0	

※ 1 下請負人とは、受注業者との直接契約のある１次下請負人であり、２次下請負人以降は、評価対象としない。

※ 2 熊谷市内に本店又は建設業法に規定する主たる営業所を有する企業とする。

※ 3 「４ 評価項目・配点等 (1)評価項目一覧表」中の「ス（ア）県内下請の選定」は「ス（ア）市内下請の選定」に読み替えるものとする。

ス（イ）建設資材県産品の選定

評価項目	評価基準	配点	得点
(イ) 建設資材県産品の選定 ※1、※2	資材を建設資材県産品から選定する。	1.0	/1.0
	上記に該当しない。	0	

※ 1 使用資材品目が多い工事など必要に応じ、建設資材県産品を選定する割合を設定

することができる。

※2 県内で1社しか製造していない資材は原則として指定しない。指定する必要がある場合は、使用数量の割合設定等を行うことができる。

ス（ウ）手持ち工事量

評価項目	評価基準	配点	得点
(ウ) 手持ち工事量 ※1、※2	熊谷市発注工事（業種：〇〇* ³ ）の手持ち工事件数比率が0.2未満、又は当該年度及び過去3年度間の契約が無い。	1.0	/1.0
	熊谷市発注工事（業種：〇〇* ³ ）の手持ち工事件数比率が0.2以上0.4未満	0.8	
	熊谷市発注工事（業種：〇〇* ³ ）の手持ち工事件数比率が0.4以上0.6未満	0.6	
	熊谷市発注工事（業種：〇〇* ³ ）の手持ち工事件数比率が0.6以上0.8未満	0.4	
	熊谷市発注工事（業種：〇〇* ³ ）の手持ち工事件数比率が0.8以上1未満	0.2	
	熊谷市発注工事（業種：〇〇* ³ ）の手持ち工事件数比率が1以上、又は当該年度の契約がありかつ過去3年度間の契約が無い。	0	

*1 本評価項目を設定する場合、共同企業体又は共同企業体混合入札においても適用できるものとする。

*2 手持ち工事量の対象とする工事件数は、当初契約額（税込）500万円以上（コリonzに登録されたもの）の工事契約とする。

*3 発注者が必要に応じ業種を設定できるものとする。

*4 手持ち工事件数比率＝（当該年度工事件数）÷（過去3年度間工事件数の平均）

当該年度工事件数とは、発注年度の4月1日から本工事の公告日までに契約した工事件数とする。ただし、毎年4、5、6月に公告する案件については、当該年度工事件数は公告日の前年度の実績を評価対象とする。

共同企業体による契約は、全ての構成員に対して1件とする。

債務負担行為に基づく契約は、当初契約年度の契約とする。

5 提出を求める技術資料の内容の明示

発注者は、総合評価方式によって入札を行う場合は、入札公告にその旨を明記するとともに、技術資料提出時に明示すべき事項を入札説明書に記載する。

○入札説明書に明示すべき事項の例

- 工事の概要
 - 総合評価方式の型
 - 採点方式
 - 自己採点申請書
 - 総合評価に関する事項
 - ・ 評価の方法
 - ・ 評価値の算出方法
 - ・ 見なし評価
 - ・ 1/3失格基準
 - ・ 落札者（落札候補者）の決定方法
 - ・ 配置予定技術者の配置不可通知
 - ・ 技術資料の内容の不履行について
 - ・ 技術資料の虚偽記載について
 - ・ 不服の申出について
 - ・ 不適正な事項に対する措置について
 - 技術資料の提出
 - 契約書作成に伴う技術資料の追加提出
 - ヒアリング
 - 落札者の決定通知
 - 評価状況に関する情報提供
 - 実施上の留意事項
 - その他
 - 評価基準及び提出資料
 - ・ 評価項目
 - ・ 評価基準
 - ・ 提出資料
 - ・ 配点
- など

※採点方式により必要な事項を記載する。

※案件ごとの入札説明書を確認し入札に参加すること。

6 技術評価

(1) 技術資料の記載事項確認

入札参加者から提出された各評価項目ごとに定められた様式に記載された内容を添付資料等より確認する。

(2) 評価値の算出

ア 評価値の計算方法

評価値の計算方法については、以下のいずれかの方法とする。

(ア) 除算方式

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}} = \frac{\text{標準点} + \text{加算点}}{\text{入札価格（単位：億円）}}$$

- ・ 技術評価点：標準点に加算点を加えたもの
- ・ 標準点：原則として 100.000 点
- ・ 加算点：審査の結果得られた得点の合計値
- ・ 評価値は、小数点以下第 4 位を四捨五入し、第 3 位止めとする。小数点第 3 位止めの値で差がつかない場合の評価値は、小数点第 4 位以下の差がついた値とする。小数点第 4 位以下の値でも、評価値が同じ値の場合は、小数点第 4 位以下を切り捨て、小数点第 3 位止めとする。
- ・ 入札価格は税抜きとする。

(イ) 加算方式

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

$$\text{価格評価点} = (100.000 - \text{技術評価点の満点}) - 100.000 \times \left(\frac{\text{入札価格} - \text{調査基準価格}}{\text{予定価格}} \right)$$

- ・ 技術評価点：審査の結果得られた得点の合計値
- ・ 評価値の満点：100.000 点（見なし評価ありの場合）
- ・ 価格評価点の満点 = 100.000 点 - 技術評価点の満点
- ・ 価格評価点は、小数点以下第 4 位を四捨五入し、第 3 位止めとする。小数点第 3 位止めの値で評価値に差がつかない場合は、価格評価点は小数点第 4 位以下の差がついた値とする。この場合の評価値は、小数点第 4 位以下の差がついた値とする。小数点第 4 位以下の値でも、評価値が同じ値の場合は、小数点第 4 位以下を切り捨て、小数点第 3 位止めとする。
- ・ 入札価格、調査基準価格、予定価格は税抜きとする。

イ 加算点又は技術評価点の算出

加算点（除算方式）又は技術評価点（加算方式）は、審査の結果得られた得点の合計値とし、以下の①から③のとおりとする。

- ① 加算点又は技術評価点の上限値は、「4（2）イ」のとおりとする。
- ② 配点の満点が上限値以下の場合は、補正しない。
- ③ 配点の満点が上限値を超える場合は、補正する。なお、補正に当たっての留意事項は以下のとおりとする。
 - ・ 「力 企業倫理や信頼性等」の項目は補正しない。
 - ・ 簡易型のうちパッケージ型は、補正しない。

ウ 不適正な事項に対する措置

- (ア) 技術提案型Bタイプの評価項目において、提案値が標準値未満のときは失格とする。
- (イ) 加算点（技術評価点）がマイナスとなった者は、失格とする。
- (ウ) 提出された技術資料に不備があった場合、訂正を求めることなく、関係する評価項目の得点を与えない。
- (エ) 提出された技術資料が不誠実（技術資料のうち技術提案部分が全て「白紙」又は「なし」等の記述のみの場合）であるときは失格とする。
- (オ) 「企業倫理や信頼性等」の評価項目が該当しているにもかかわらず、該当がない旨記載されている場合には、虚偽記載と判断し、失格とする。

エ 評価値の決定

上記ア～ウにより評価値を算出するに当たり、「見なし評価」の適用を原則とする。

入札価格が調査基準価格（税抜）を下回ったときは、入札価格を調査基準価格（税抜）として「評価値」を算定する。ただし、契約は入札価格とする。また、「1／3失格基準」を適用する場合は、該当する者を失格とする。

なお、運用については、埼玉県に準じる。

・「見なし評価」とは

評価値の算出にあたり、入札価格が調査基準価格（税抜）を下回った場合、入札価格を調査基準価格（税抜）として見なしで計算する考え方。なお、契約は入札価格とする。

・「見なし評価」の取り止め

入札参加条件として入札参加者の本店又は主たる営業所の地域要件を設定しない工事については、見なし評価を取りやめることができる。

・「1／3失格基準」とは

技術評価に関し、以下の①②両方に該当する者は失格とする。

- ① 技術評価の「加算点」（除算方式）又は「技術評価点」（加算方式）が、当該工事における「加算点」（除算方式）又は「技術評価点」（加算方式）の最も高い有効入札参加者の1／3以下。

※ 有効入札参加者とは「入札参加者のうち、辞退者、一抜け、不適正事項による失格、事前審査による入札参加資格の欠格者を除く者」をいう。

- ② 技術評価点の「順位」が、有効入札参加者の下位1／3以下。

なお、有効入札参加者数が2者以下の場合はこの基準は適用しない。

・「1／3失格基準」の適用について

	自己採点方式 自己採点併用発注者採点方式	発注者採点方式
「見なし評価」 適用する場合	「1／3失格基準」 適用しない	「1／3失格基準」 適用しない
「見なし評価」 適用しない場合		「1／3失格基準」 適用する※

※発注者の判断により「1／3失格基準」を適用しないこともできる。

7 落札候補者の決定方法等

(1) 落札候補者の決定

入札価格が予定価格の制限の範囲内にある者のうち、「評価値」が最も高いものを落札候補者とする。ただし、熊谷市の「建設工事に係る低入札価格調査制度の運用について」及びその他の規定に基づく失格者は落札候補者とししない。

(2) 評価値の最も高い者が2者以上ある場合

(1)において、小数点第3位止めの値で差がつかない場合の評価値は、小数点第4位以下の差がついた値とするが、それでも差がつかずに評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札候補者を決定する。ただし、「見なし評価」された者を1者以上含み、「評価値」の最も高い者が2者以上あるときは、「見なし評価」を取りやめ、「評価値」の最も高い者のみ「評価値」を再計算し、最も高い者を落札候補者とする。さらに、この場合においても、なお同点であった場合は、くじ引きとする。

(3) 配置予定技術者の配置不可通知

配置予定技術者が落札候補者決定通知を受けた時点において、先に落札した他の工事に配置したため、配置できなくなった場合は、落札候補者通知日の翌日までに発注者に対して「配置予定技術者に係る配置不可通知書」にて配置予定技術者の配置のできなくなった旨を通知することができる（配置予定技術者が配置できる場合は、通知の必要はなし）。

この場合、入札参加資格を満たせなくなったことから無効として取り扱い、次の順位者へ落札候補者通知を行う。開札後に落札候補者決定通知を受けていない者は通知できない。

この取り扱いは、熊谷市が施行する総合評価落札方式にのみ適用するものであり、それ以外の入札では応札後の辞退はできない。

(4) 落札者の決定

上記「7(1)～(3)」により決定された落札候補者について、入札参加資格審査等の結果、入札公告に定めた必要な要件をすべて満たし、無効でない入札をした者を落札者とする。

8 履行確認

受注者が提出した技術資料において、当該工事で履行するとした事項は、全て履行の対象とする。ただし、契約後、発注者が受注者に履行について指示するのは、この限りではない。

9 ペナルティの設定

(1) 技術資料の内容の不履行

ア 発注者は、工事完成通知を受理した際に技術資料の内容を受注者の責めにより満たすことができないと判断した場合は、その該当する評価項目を不履行とみなす。

受注者は、不履行の場合、違約金として、不履行となった評価項目の配点に応じた金額（配点1点を請負代金額の1%に相当させた金額。ただし、5%を

上限とする。)を支払わなければならない。この場合、発注者は、工事成績評定の減点(－５点。ただし、２項目以上の場合は－１０点)を行う。

なお、受注者は、このことにより入札参加停止措置を受けることがある。

イ 技術資料の内容の履行に際して、契約後、発注者が受注者に履行について指示するものは、アの規定を適用しない。

ウ 発注者は、配置技術者の変更に際して、病気、けが、退職、死亡など予測不可能なやむを得ない事情で変更を認める場合は、不履行とみなさない。

(2) 技術資料の虚偽記載

ア 発注者は、契約締結前に、技術資料に虚偽の記載があると判明した場合は、虚偽記載とみなす。その技術資料を提出した者は失格とする。

発注者は、契約締結後に、技術資料に虚偽の記載があると判明した場合は、虚偽記載とみなす。その際、受注者は、違約金として、請負代金額の５％を支払わなければならない。この場合、発注者は、工事成績評定の減点(－５点、２項目以上は－１０点)を行う。

受注者は、このことにより入札参加停止措置を受けることがある。

イ 配置技術者を変更しようとする場合において発注者に提出し承諾を得る資料で、やむを得ない事情を証明する資料、又は変更後の配置技術者が変更前の配置技術者と同等以上の技術的資格、経験等を有する者と証明する資料に虚偽記載があった場合、アの規定を適用する。

10 中立かつ公正な評価の確保(学識経験者の意見聴取)

総合評価方式における技術提案等に対し、発注者の恣意を排除し、中立かつ公正な審査、評価等を行うため、次の場合については、学識経験者の意見聴取を行うものとする。

(1) 落札者決定基準を定めようとするとき

(2) (1)の意見聴取の際に、落札者を決定するときに改めて意見を聴く必要があるか確認したとき、必要があるとの意見が述べられた場合において、当該落札者を決定するとき。

11 総合評価方式に係る公表等

(1) 技術提案に関する機密の保持

提案者の知的財産を保護するため、提案内容に関する事項が他者に知られることのないようにすること、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することのないようにすること等、その取扱いに留意するものとする。

(2) 情報提供

ア 入札前

手続の透明性及び公平性を確保するため、入札の評価に関する基準及び落札者の決定方法等については、ガイドラインに示す。

イ 落札者決定後

総合評価方式を適用した工事において落札者を決定した場合は、速やかに以下の事項について情報公開を行うものとする。

- (7) 業者名
- (イ) 各業者の入札価格
- (ロ) 各業者の技術評価点
- (エ) 各業者の評価値（総合評価点）

また、入札に参加した者のうち、希望者には、自社の評価項目ごとの評価点及び落札者との比較（優劣）について、情報提供することとする。